

財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、
○経済産業省、国土交通省、
令第一号
環境省、防衛省

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
(平成二十年政令第三百五十六号)の施行に伴い、並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理
の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第二項、第六条第一項及び第二十一条の規
定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を
改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

財務大臣 菅 直人

文部科学大臣 川端 達夫

厚生労働大臣 長妻 昭

農林水産大臣 赤松 広隆

経済産業大臣 直嶋 正行

国土交通大臣 前原 誠司

環境大臣 小沢 鋭仁

防衛大臣 北澤 俊美

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

対応化学物質分類名	上欄の分類に属する第一種指定化学物質
第一分類（無機化合	令別表第一第一号、第十一号、第三十一号、第三十三号、第四十四号、第七十

物及び有機金属化合物)	一号、第七十五号、第七十七号、第八十二号、第八十七号、第八十八号、第三百十二号、第三百三十七号、第四百四十四号、第二百三十四号、第二百三十五号、第二百三十七号、第二百三十九号、第二百四十二号、第二百七十二号、第三百四号、第三百五号、第三百七号から第三百九号まで、第三百十八号、第三百二十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百七十四号、第三百八十七号、第三百九十四号、第三百九十五号、第四百五号、第四百十二号、第四百五十三号及び第四百五十六号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第三十六号、第七十二号、第九十四号、第一百三号から第一百七号まで、第一百二十三号、第一百二十六号から第一百二十八号まで、第一百三十一号、第一百四十九号、第一百五十七号から第一百五十九号まで、第一百六十一号、第一百六十三号、第一百六十四号、第一百七十六号から第一百七十九号まで、第一百八十五号、第一百八十六号、第二百九号、第二百一十一号、第二百六十二号、第二百六十三号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十四号、第二百八十八号、第二百

	八十九号、第三百五十一号、第三百八十号から第三百八十二号まで、第三百八十四号から第三百八十六号まで及び第三百九十二号に掲げる第一種指定化学物質
第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第十号、第十二号、第二十号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十五号、第四十五号、第五十六号から第五十九号まで、第六十五号から第六十八号まで、第七十三号、第八十四号、第八十五号、第百四十五号、第二百十八号、第二百十九号、第二百二十三号、第二百二十四号、第二百二十六号、第二百五十七号、第二百六十九号、第二百七十三号、第二百七十四号、第二百七十六号から第二百七十八号まで、第二百八十五号、第二百九十二号、第二百九十五号、第三百十七号、第三百十九号、第三百五十九号、第三百六十六号、第三百七十五号、第三百七十九号、第三百八十九号、第三百九十号、第四百七号、第四百十一号、第四百二十三号及び第四百三十七号に掲げる第一種指定化学物質

第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第二号から第九号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第五十一号、第六十号、第九十八号、第九十九号、第二百二十二号、第三百三十三号から第三百三十五号まで、第四百四十一号、第二百十号、第二百十三号、第二百三十二号、第二百五十六号、第二百六十七号、第二百八十二号、第三百六号、第三百十号、第四百十四号から第四百二十号まで、第四百三十四号及び第四百四十三号に掲げる第一種指定化学物質
第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）	令別表第一第四十三号、第六十一号、第六十二号、第五百五十二号、第九十三号、第百九十七号、第百九十八号、第二百十二号、第二百二十号、第二百二十五号、第二百四十一号、第二百四十五号、第二百五十九号、第二百六十八号、第二百七十五号、第三百十三号、第三百二十八号、第三百二十九号、第三百三十一号、第三百七十八号、第三百九十一号、第三百九十六号、第四百九号、第四百二十四号、第四百三十三号、第四百五十七号から第四百五十九号まで及び第四百六十二号に掲げる第一種指定化学物質

第六分類（単環炭化水素化合物及びハロゲン化単環炭化水素化合物）	令別表第一第五十三号、第八十号、第八十三号、第九十七号、第百十号、第百二十五号、第百六十五号、第百八十一号、第二百二号、第二百四十号、第二百九十号、第二百九十六号、第二百九十七号、第三百号、第三百九十号、第三百九十八号、第四百号及び第四百三十六号に掲げる第一種指定化学物質
第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）	令別表第一第十八号、第四十九号、第八十九号、第九十三号、第百号から第百二号まで、第百十一号、第百十二号、第百五十六号、第百六十六号、第百六十七号、第百六十九号、第百七十四号、第二百号、第二百三号、第二百五号、第二百十四号から第二百十六号まで、第二百三十号、第二百九十三号、第二百九十九号、第三百一号、第三百十二号、第三百十四号から第三百十六号まで、第三百二十七号、第三百四十五号、第三百四十八号及び第四百三十二号に掲げる第一種指定化学物質
第八分類（アルコー	令別表第一第十七号、第二十三号、第二十四号、第六十四号、第六十九号、第

ル、エーテル、アル デヒド又はケトンの 構造を有する単環炭 化水素化合物)	七十四号、第七十八号、第七十九号、第八十六号、第二百十号、第二百一十一号、第二百二十九号、第三百十号、第三百三十六号、第四百十二号、第四百十三号、第四百七十五号、第二百一号、第二百四号、第二百七号、第二百八号、第二百四十六号、第二百五十五号、第二百六十四号、第二百八十七号、第二百九十四号、第三百十一号、第三百二十号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百四十三号、第三百四十四号、第三百四十九号、第三百六十五号、第三百六十七号、第三百六十八号、第三百七十三号、第三百九十九号、第四百四号、第四百八号、第四百十号、第四百四十号、第四百四十一号及び第四百五十一号に掲げる第一種指定化学物質
第九分類 (カルボン 酸系、硫黄酸系、窒 素酸系、炭酸系若し くはシアン酸系又は	令別表第一第三十号、第三十四号、第四十一号、第五十二号、第百八号、第百二十四号、第百三十八号から第百四十号まで、第百四十七号、第百五十四号、第百六十二号、第百八十四号、第百八十八号、第二百二十二号、第二百三十六号、第二百六十号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百七十号、第二百

これらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物)	七十一号、第二百九十八号、第三百三十四号、第三百三十七号、第三百五十号、第三百五十二号から第三百五十六号まで、第三百五十八号、第三百六十一号、第三百六十九号、第三百七十六号、第四百一号、第四百十三号、第四百二十五号、第四百二十八号、第四百四十二号、第四百四十四号、第四百四十五号及び第四百四十九号に掲げる第一種指定化学物質
第十分類（その他の単環炭化水素化合物）	令別表第一第三十九号、第四十七号、第四十八号、第百九十二号、第百九十五号、第二百二十九号、第二百三十三号、第二百四十七号、第二百五十一号から第二百五十四号まで、第三百六十二号、第四百六十号及び第四百六十一号に掲げる第一種指定化学物質
第十一分類（多環炭化水素化合物）	令別表第一第十五号、第十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十号、第百十四号、第百六十号、第百八十号、第百九十号、第二百二十八号、第二百三十一号、第二百三十八号、第三百二号、第三百三号、第三百四十号、第三百四十六号、第三百九十三号、第四百三号、第四百六号、第四百二十七号

	、第四百三十八号及び第四百四十六号から第四百四十八号までに掲げる第一種指定化学物質
第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）	令別表第一第二十二号、第四十二号、第五十四号、第五十五号、第九十二号、第九十六号、第百十五号から第百十九号まで、第百四十八号、第百五十一号、第百五十三号、第百五十五号、第百六十八号、第百七十号、第百七十一号、第百七十三号、第百八十二号、第百八十三号、第百八十九号、第百九十一号、第百九十四号、第百九十六号、第二百六号、第二百一十一号、第二百五十号、第二百六十一号、第三百三十九号、第三百四十七号、第三百六十号、第三百六十三号、第三百六十四号、第三百七十一号、第三百七十二号、第三百七十七号、第四百二号、第四百二十一号、第四百二十六号及び第四百五十二号に掲げる第一種指定化学物質
第十三分類（その他の複素環化合物）	令別表第一第二十一号、第二十五号、第二十七号、第四十六号、第五十号、第六十三号、第七十号、第七十六号、第八十一号、第九十号、第九十一号、第九

	十五号、第百十三号、第百四十六号、第百五十号、第百七十二号、第百八十七号、第百九十九号、第二百十七号、第二百二十七号、第二百四十三号、第二百四十四号、第二百四十八号、第二百四十九号、第二百五十八号、第二百八十三号、第二百八十六号、第二百九十一号、第三百二十三号、第三百二十五号、第三百二十六号、第三百三十八号、第三百四十一号、第三百四十二号、第三百五十七号、第三百七十号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百三十九号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質
--	---

様式第一を次のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成二十二年度において特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第二項の規定により行われるべき届出については、この省令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。